

## 令和6年度マーケットイン型養殖業等実証事業 (外部評価費支援) 応募資料作成要領

本書は、令和6年度マーケットイン型養殖業等実証事業（以下、事業という。）に養殖経営体、養殖経営グループ（以下、応募者という。）が応募する際に提出する応募資料の作成要領を取りまとめたものですので、参考にしてください。

### 1 応募者が提出すべき資料

支援内容	応募書類
外部評価費支援	<p>① 養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金交付申請書（別紙様式2） ※ 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領【別記様式第18号】と同じ様式です。当該要領は次のURLに掲載されています。 <a href="http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/kozo_yoshiki.html">http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/kozo_yoshiki.html</a></p> <p>② 養殖業改善計画書（別紙様式1） ※ 個別で申請する者どうしで連携する取組を実施する場合、それぞれの改善計画書に、連携する者の名称を明記しながら、関連性がわかるように取組の全体像についての説明を記載してください。</p> <p>③ 養殖業収支計画書（書式例1） ※漁船漁業、加工事業等養殖以外の事業が混在する場合は、部門別（特に養殖部門）を明らかにした収支計画書を作成してください。 ※収支計画の収入・経費の科目ごとに、積算根拠資料を必ず添付してください。</p> <p>④ 養殖生産計画書（書式例2）（資材・機材の導入時期の記載は任意）</p> <p>⑤ 応募者の事業内容や実績が分かる書類 ア 定款、イ 決算書（直近1ヵ年分）、ウ 会社パンフレット等 ※個人事業者の場合はそれに準ずるもの</p>

### 2 応募資料の作成要領

#### （1）作成に当たって

応募者は、マーケットイン型養殖業を実現するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのかを意識しながら、生産管理と経営を事業性評価により見える化し、経営を改善するための養殖業改善計画を作成してください。

#### （2）養殖業改善計画書

##### ① 応募経営体名等の記入（養殖業改善計画書 別紙様式1 P1）

ア 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループの場合には、別紙様式1および別紙様式3の1ページの上段に内容を記入してください。

イ 応募者が養殖経営体又は養殖経営グループ以外の者が代理し申請する場合には、別紙様式1の1ページの上段に養殖経営体又はグループの内容を記入し、下段に代理申請者の内容を記入してください。

ウ 代理人が申請する場合には、養殖経営体又は養殖経営グループとの関係性が分かるように、相関関係図等を使用して具体的に記入してください（別記資料での作成・提出も可とします）。

- ② 設問1（あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意思等、項目ごとにPRしてください。）（養殖業改善計画書 別紙様式1 P2）  
ア 応募する養殖種類の養殖業事業性評価ガイドラインの別紙1（養殖業ビジネスの事業性評価項目）の大項目及び中項目の「評価の観点」を参考にして、あなたの養殖経営に関する現状認識や経営改善の意志等について記入してください。
- ③ 設問2（需要（顧客が必要とする価値の提供）を意識した生産等に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式1 P3）  
ア 養殖業事業性評価ガイドラインの第1章、第2章を参考にしつつ、現状を把握するため、どのように需要情報を獲得し、どのような養殖生産物を提供できるのか、販売・生産の双方が共存共栄するための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮して記入してください。
- ④ 設問3（養殖のバリューチェーン全体の付加価値を高めるための取引形態等に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式1 P3）  
ア 養殖業事業性評価ガイドラインの第1章、第2章を参考にしつつ、養殖生産物の提供を通じ、バリューチェーンで付加価値を高めるための取引形態をどのようにしていくのかといったことも考慮して、現状認識と今後の展望について記入してください。
- ⑤ 設問4（養殖業改善計画書 別紙様式1 P3）  
ア 各設問に対して現在の率直な意思、予定、希望に沿って記入してください。
- ⑥ 設問5（貴経営体の体制に関する設問）（養殖業改善計画書 別紙様式1 P4）  
ア 本事業の実証に際しての、業務及び会計に係る体制について記入してください。
- ⑦ その他  
ア 養殖業改善計画書（別紙様式1）に記載するだけで足りない場合、参考となる資料の添付を可とします。  
イ 養殖業改善計画書（別紙様式1）によらず独自の書式で申請することは可能です。ただし、本様式で求めた質問事項を満たしていないければ、形式要件が満たされていないとして採択不可となる場合がありますので注意してください。

※「養殖業事業性評価ガイドライン（魚類養殖、藻類養殖、貝類養殖、その他養殖、陸上、内水面養殖（サケ・マス類、アユ）」は次のURL（水産庁のHP）で公開されています。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

### （3）応募に当たっての留意事項

- ア 公募要領で定める「3－3. 養殖業改善計画書等の提出に当たっての注意事項」に留意して提出してください。

以上